一般社団法人日本薬剤疫学会からの情報発信に関する規程

本規程は、一般社団法人日本薬剤疫学会（以下、本学会）が会員に対して情報発信する際に必要な事項を定める。

第1条　本規程で扱う情報は、次の通りとする。
（1）　本学会が「主催」または「共催」する催しの情報。
（2）　本学会が、「協賛」または「後援」する催しの情報。
（3）　本学会の定款第 3 条（目的）および第 4 条（事業）に関連する情報。
（4）　公的学術団体、公的職能団体および官公庁等、またはこれに準ずる他の団体から会員に周知を要請された情報。
（5）　その他、会員に有益と判断される情報。

第2条　情報発信の基準と手段は、次の通りとする。
（1）　本学会が「主催」または「共催」する催しの情報は、本学会のウェブサイト（ホームページ）及び会員のメーリングリストを通じて発信する。
（2）　本学会が、「協賛」または「後援」する催しの情報は、本学会のウェブサイト（ホームページ）を通じて発信する。
（3）　本学会の定款第 3 条（目的）および第 4 条（事業）に関連する情報は、理事長、副理事長、学会運営担当理事、各委員会委員長の判断により、本学会のウェブサイト（ホームページ）への掲載を原則とし、本学会の理事会または各委員会が会員への周知を必要とした場合は、メーリングリストを通じて発信する
（4）　公的学術団体、公的職能団体および官公庁等、またはこれに準ずる他の団体から会員に周知を要請された情報は、その内容が緊急性、公益性及び本学会と会員に有益性があると理事長、副理事長、学会運営担当理事が判断した場合は、メーリングリストを通じて発信する。
（5）本学会の理事会および各委員会が会員に有益と判断した情報は、本学会のウェブサイト（ホームページ）を通じて発信する。

附則
本規程は、令和 3（2021）年　11　月 26　日より施行する。